

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の  
一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間: 令和5年5月 27 日(土)～同年6月 26 日(月)  
案件番号: 145210111 (基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を  
改正する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 1件(法人:0件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人

意見	考え方	修正の有無
意見 1	考え方 1	
<p>○ 附則別表第 4 第 2 に新設する「注」の意味合いは何か。改正前の同表においても「資本コスト」及び「保守コスト」の語があるが、その趣旨を明確化するものか。その場合、明確化する意味は何か。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 「資本コスト」及び「保守コスト」の語について、それらに含まれる複数の費用を明確に定義するためのものと承知しています。</p>	無